

国家知識産権局「職務発明条例草案（送審稿）」意見募集表

組織名： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

担当者： 会長 片山 英二

条項番号	修正提案	修正理由
第 6 条	意見聴取範囲の明確化について	「事業体は、前記制度を創設するにあたって、関係者からの意見及び提案を十分に聴取して採り入れ、研究開発者その他の関係者に対し発明報告制度と奨励・報酬制度を公開しなければならない。」とされていますが、「関係者」が具体的に誰を指すのかが不明確であり、明確にしていきたい。
第 17 条	「当該発明によって得られた経済的利益、発明者の貢献度等に基づいて、速やかに発明者に合理的な報酬を与えなければならない。」を「 <u>発明者と約定した場合は約定に則った報酬を、発明者と約定をしていない場合は、当該発明によって得られた経済的利益、発明者の貢献度等に基づいて、速やかに発明者に合理的な報酬を与えなければならない。</u> 」へ修正	「市場ニーズをもって導く専利技術の転化メカニズムを健全化し、より改善し、イノベーションを起こし、専利の実施と活用を推進する」ためには、報酬の考え方は事業体自治に委ねるべきであり、第 11 条等のように約定優先の原則を入れるべきである。
第 19 条	「事業体は、職務発明者に奨励及び報酬を与える方式及び金額を確定する際に、職務発明者の意見を聞かなければならない」を「事業体は、職務発明者に奨励及び報酬を与える方式及び金額を <u>約条において</u> 確定する際に、職務発明者の意見を聞かなければならない」へ修正	本条の意味はおそらく、事業体が約条を制定する際には、奨励及び報酬を与える方式や金額について、発明者に聞かなければならないという意味だと予想するが、「約条制定時に聞かなければならない」という点を明確にして欲しい。 もし、条文の意味が、約条制定時ではなく、「奨励及び報奨を与える度に発明者の意見を聞かなければならない」という意味であれば、発明 1 件毎に発明者に意見を聞くのは事業体に過度な負担を課し、合理的でないとする。
第 22 条	「事業体が職務発明の報酬金額を確定するにあたっては」を「事業体が職務発明の報酬金額を確定するにあたっては、 <u>発明者と約定した場合は約定に則り報酬金額を確定し、発明者と約定</u>	報酬金額の考え方は事業体自治に委ねるべきであり、第 11 条等のように約条優先の原則を入れるべきである。

	していない場合には、」へ修正	
第 24 条	「当該技術秘密の事業体の経済利益に対する貢献及び発明者との約定、あるいは本章の規程を参考にして」を「 <u>発明者と約定した場合は約定に則り、発明者と約定していない場合は、当該技術秘密の事業体の経済利益に対する貢献あるいは本章の規程を参考にして</u> 」へ修正	技術秘密として保護する場合の報酬金額の考え方も事業体自治に委ねるべきであり、第 11 条等のように約条優先の原則を入れるべきである。
第 28 条	不実施の場合の取り扱いの明確化	<p>国家が設立した研究開発機構、大学が、発明を実施または実施許諾をせず保有している場合に事業体との協議の上発明者が自ら実施や実施許諾できることが規定されているが、「国家が設立した研究開発機構、大学」と「事業体」との関係が不明確なので明確化していただきたい。</p> <p>仮に「事業体」が「国家が設立した研究開発機構、大学」を指す場合、これらが他の企業と権利を共有している場合について、共有者である企業も協議の対象に含まれるのか、明確にすべきである。</p> <p>なお、この規定は、大学等の使用者と発明者である従業者との関係を規定したものであるが、発明者自らの実施等に当たっては、共有者の許諾は必要という点も明確にすべきである。</p>